

令和元年 10 月 1 日から

## 幼児教育・保育の無償化がスタート

## 対象者・利用料

満3歳から5歳児(小学校就学前)までの子どもの利用料が無償となります。

○実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。

○年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子(※)の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

(※) 幼稚園・認定こども園(教育利用)：小3までの子どもから数えて第3子以降の子ども  
認定こども園(保育利用)：就学前の子どもから数えて第3子以降の子ども

○10月からの利用料が無償となりますので、

**改めて行っていただく手続きはありません。**

## 預かり保育

保育の必要性のある3歳児(3歳になった日から最初の4月1日以降)  
から5歳児(小学校就学前)までの子どもの利用料が  
月額11,300円まで無償となります。

※利用日数に応じて上限額は変動します(1日あたりの上限額は450円です)。

預かり保育について無償化の対象となるためには、

**保育の必要性の認定**(施設等利用給付認定2号)が必要です。

園から配布される申請書類の案内をご確認いただき、必要書類を保育課に提出してください。

就労の理由により預かり保育を利用する場合、  
勤務証明書の提出が必要です！

問合せ先

電話：098-876-1234 (内線3602)、FAX：098-879-7190

時間：午前8時半から午後5時15分まで

浦添市 こども未来部 保育課 管理係